

発委第2号

東浦町議会会議規則の一部改正について

東浦町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和3年3月24日提出

提出者	東浦町議会議員	向山恭憲
	東浦町議会議員	三浦雄二
	東浦町議会議員	鏡味昭史
	東浦町議会議員	間瀬宗則
	東浦町議会議員	米村佳代子
賛成者	東浦町議会議員	間瀬元明
	東浦町議会議員	前田明弘
	東浦町議会議員	水野久子
	東浦町議会議員	秋葉富士子
	東浦町議会議員	山田眞悟
	東浦町議会議員	田崎守人
	東浦町議会議員	長屋知里
	東浦町議会議員	小松原英治
	東浦町議会議員	杉下久仁子
	東浦町議会議員	大川晃

東浦町議会会議規則の一部を改正する規則

東浦町議会会議規則（昭和46年東浦町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、 <u>傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議</u>	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、 <u>疾病、出産その他の事故</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

<p><u>長に欠席届を提出することができる。</u> (請願書の記載事項等)</p> <p>第 84 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日 <u>及び請願者の住所</u> (法人の場合 <u>にあつては、請願の趣旨、提出年月日並びにその名称及び所在地</u>) を記載し、<u>請願者(法人の場合にあつては、代表者)</u> が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第 84 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u> (法人の場合 <u>にはその名称及び代表者の氏名</u>) を記載し、<u>押印</u> しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

育児、介護など議会への欠席事由の整備等のため、提案するものである。